

2021年 2月 15日

新潟労働局長  
阿部 充 殿

新潟県新潟市中央区 6-2  
日本労働組合 県連合  
会

新潟県新潟市中央区 6-2  
電機連合

## 特定最低賃金の改正に関する意向表明

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の意向に合意し、下記のとおり表明する。

### 記

#### 1. 申出者

新潟県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

#### 2. 当該特定最低賃金の件名

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

#### 3. 申出の理由

当該産業における賃金に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達している。

#### 4. 改正の申出の時期

概ね6月下旬を目途とする。



以上

2021年 2月 15日

新潟労働局長  
阿部 充 殿

新潟県新潟市東区新光町6-2  
日本労働組合連合会  
新潟県労働組合  
会

新潟県新潟市東区山1-13-15  
U  
新潟県支部

## 特定最低賃金の改正に関わる意向表明

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県各種商品小売業最低賃金の決定の意向に合意し、下記のとおり表明する。

### 記

1. 申出者

新潟県の区域内で各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

2. 当該特定（産業別）最低賃金の件名

新潟県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の理由

- ① 当該産業における事業の公正競争を確保する為
- ② 産業で働く一般労働者との賃金水準と最低賃金の格差が大きい為
- ③ 2021年春季労働条件闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きがある為

4. 申出の時期

概ね6月下旬を目途とする



以上

2021年2月15日

新潟労働局長  
阿部充殿

新潟県新潟市東区光町6-2  
日本労働組合同盟新潟県連合会  
会長

新潟県新潟市東区光町6-2  
自動車組合同盟新潟県連合会  
議長

## 特定最低賃金の改正に関わる意向表明

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金の改正の意向に合意し、下記のとおり表明する。

### 記

1. 申出者

新潟県の区域内で自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・付属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

2. 当該特定最低賃金の件名

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金。

3. 申出の理由

当該産業における事業の公正競争を確保する。

4. 改正の申出の時期

概ね6月下旬を目途とする。



以上